

非常勤役員等 報酬規程

社会福祉法人 光明会杉並学園

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光明会杉並学園（以下「この法人」という。）の定款第8条および21条の規定にもとづき、役員報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 本規程でいう非常勤とは、所定週2日以上勤務に該当しない勤務をいう。

2 本規程でいう役員とは、理事および監事をいう。

3 報酬は、法人と委託関係にある役員職務執行の対価として支払われるものである。

4 所定週2日以上勤務に該当しない役員を対象に以下の各条を適用するものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長および理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 交通費は実費を支給できるものとする。

(役員等及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人および施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、法人および施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 この法人の全理事の報酬総額は、各年度において100万円を超えない範囲とする。

4 評議員が評議員会以外の日において、法人および施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

5 この法人の全評議員の報酬総額は、各年度において20万円を超えない範囲とする。

6 交通費は、実費を支給できるものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うこ

とができる。

- 4 この法人の全監事の報酬総額は、各年度において50万円を超えない範囲とする。
- 3 交通費は、実費を支給できるものとする。

(報酬の支給方法)

- 第6条 報酬等は現金をもって本人に支給または支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。
 - 3 第3条に定める出席報酬および第4条に定める勤務報酬については、出席または勤務が発生した同日中に、本人に支給または支払うものとする。なお、交通費については、請求があった日から2週間以内に本人に支給または支払うものとする。

(出張旅費)

- 第7条 役員等及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
 - 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

- 第8条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改正)

- 第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成29年4月1日より適用する。

平成30年4月1日 一部改訂

別表 1 (日額)

名 称	報 酬 (※)
理事会出席報酬等	3,000円
評議員会出席報酬等	3,000円

※上記の報酬額は、源泉徴収税額を控除後の額とする。

別表 2 (日額)

名 称	報 酬 (※)
理事業務報酬等	3,000円
評議員業務報酬等	3,000円
監事監査指導報酬等	30,000円

※上記の報酬額は、源泉徴収税額を控除後の額とする。

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	20,000円	15,000円	実 費